

八王子市都市公園指定管理者候補者の選考に関する実施要綱

(目的)

第1条 八王子市都市公園指定管理者を公正かつ適正に選定するため、審査の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(審査の原則)

第2条 審査にあたっては「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」及び各公園の指定管理者選定方針に基づき、一次選考及び二次選考により審査を行う。

2 一次選考は、八王子市まちなみ整備部又は生涯学習スポーツ部（以下「所管部」という）により応募資格及び事業計画書等（以下「応募書類」という）の審査を行う。

3 一次選考において、応募者が提案した指定管理料が、市の設定した予定価格を上回っていた場合は二次選考へ進めないこととする。

4 一次選考は、応募者数が5者を超えるときは、二次選考の対象者を5者選定する。

5 二次選考は、「都市公園指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱」に基づき開催する都市公園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という）により意見を聴取し、応募書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ選考を行う。

(一次選考)

第3条 所管部は別表1の「資格審査表」及び別表2「事業計画書記載事項点検表」に基づき応募資格の審査を行う。

2 応募書類の審査

(1) 応募者数が5者以下の場合

市長は、一次選考の書類審査を行う者（以下「一次選考委員」という）に、資格審査に合格した応募書類について、応募条件及び事業計画の適法性について審査（以下「応募条件等の審査」という）を行わせ、条件を満たし関係法令に適合すると認められるものについて、二次選考に付議する。

(2) 応募者数が5者を超える場合

市長は、一次選考委員に、資格審査に合格した応募書類について、応募条件等の審査を行わせ、条件を満たし関係法令に適合すると認められるものについて、別に定める「一次選考評価表」に基づき評価を行わせ、総得点の高い上位5者を二次選考に付議する。

ただし、総得点と同点で上位対象者が5者を超える場合は、同点として二次選考に付議する。

なお、審査にあたって必要と認められる場合は、応募者に出席を求め、応募書類についてヒアリング等を実施し内容の確認を行うことができる。

(3) 応募者が提案した指定管理料が予定価格を上回る場合

応募者が提案した指定管理料が予定価格を上回る場合は、二次選考に進めないこととする。

3 一次選考委員は以下の2名で構成する

(1) まちなみ整備部公園課長

(2) 生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課長

4 市長は、一次選考結果を速やかに全応募者に通知しなければならない。

(二次選考)

第4条 評価会議の参加者は、事業計画書記載事項、添付書類及び応募者の運営能力等を、市長が定めた選定基準に基づき評価を行う。評価の方法、プレゼンテーション実施の詳細及びその他の二次選考の審査に関して必要な事項は所管部が定める。

2 市長は、評価会議の意見を聴取したうえで、選定基準に基づき指定管理者の候補者を決定した場合は、速やかに二次選考対象者に通知しなければならない。

(その他)

第5条 その他審査に関し、この要綱に定めのない事項は別に定める。

附則

1. この要綱は、平成26年7月4日から施行する。
2. この要綱は、平成27年5月19日から施行する。